

〔研究ノート〕

民主主義体制と君主制度

——象徴制度の政治序説——

森 本 哲 郎

目 次

1. はじめに
2. 象徴天皇制の政治過程
3. 民主主義体制と君主／象徴の政治
4. おわりに

1. はじめに

「政治と象徴」という問題について筆者はかつて以下のように記したことがある。

「政治」という事象は、実体的な利害（「権力の座」、「階級的利益」、「国民の福祉」等々）をめぐる営みであると同時に、主観的なもの（認識、理念、評価、感情、等々）をめぐる営みでもある。この後者（主観的なもの）が広い意味で「象徴」と呼ばれる。政治体制もまた一面では、実体的利益の配分にかかわる装置であるが、それが一過性のものでなく、制度として持続性を持つということは、その構成員（「国民」とか「市民」と呼ばれる一般構成員および政党やさまざまな国家機構など明確に組織された活動的な政治主体）によって、積極的に支持されている、あるいは消極的であっても受け入れられている、という状態にあることを意味している。このような状態を指して、その政治制度には「正統性がある」と言う。そして、この「政治体制の正統性」の問題は、「象徴をめぐる政治」（象徴過程としての政治）の核心の一つをなすものである¹⁾。

ここで引いた旧稿では、「政治体制の正統性」問題を論じるに際し、「象徴過程としての政治」を捉えることの重要性²⁾を一般的に強調したわけだが、これに係わる研究主

1) 森本哲郎編『現代日本の政治と政策』法律文化社、2006年、第9章（森本）、255頁。

2) 「象徴過程としての政治」について論じた日本での先駆的な業績として、岡義久

題として「政治における象徴制度」の問題がある。そして、現代日本で「憲法、天皇、元号、国旗、国歌などが公式の象徴制度に含まれる」³⁾ とすることに大きな異論はないであろう。ここで引いた村松・伊藤・辻中『日本の政治』は、この指摘に続き、象徴天皇制について比較的紙幅を当てて論じている。このことは先駆者として注目すべき点であろう。というのは、象徴天皇制は、現憲法第一章にその地位と権能が規定されるほどの存在でありながら、日本政治論の標準的テキストでこれまで触れられることはほとんどなかったからである。同書は刊行当時の研究状況を指して、「天皇や天皇制に関する経験的政治研究はこれまで少なかった。とりわけ比較政治の視野のもとその装置について分析したものは皆無に近い。天皇制のもつ歴史的意義、イデオロギー、憲法的地位が研究の対象となり、それは賛否をとまなう規範的問題として論じられてきた」と述べ、その中で希少な研究として本稿でも以下で取り上げる、坂本孝治郎の研究（坂本、1989年）を紹介している。そして最後に今後の研究課題として「第1に、象徴制度の比較研究（イギリスの立憲「君主」制や、欧米などの大統領制などとの比較）」の必要性、「経験的研究」の必要性（「象徴制度の経験的研究こそが天皇制をタブーから解き放つであろう」とする）、天皇制など「公式のもの以外にも多数存在する」象徴制度の経験的研究の必要性を指摘していた⁴⁾。

その後、小泉政権下での「女性天皇、女系天皇」の可能性をめぐる諮問会議の設置を契機に、象徴天皇制の問題が政治過程の重要な議題として浮上するが、ほどなく、皇太子（当時）の弟夫妻に男子が誕生したことで、議論は後景に退いた。ところが、それから10年余り後の2016年に、天皇自身による生前退位の意思表明（16年7月13日のNHKニュースによるスクープ）をきっかけに、再度、象徴天皇制の問題が、今度は焦眉の課題という大きな形で浮上してきた。

研究面で言えば、このような社会的関心の高まりをも背景に、歴史学（近現代史研究）の分野では、近年、象徴天皇制に関する実証的研究の進展は著しいように思われる。

、達「権力の循環と象徴の選択」『国家学会雑誌』66巻11・12号（1953年6月）、京極純一「リーダーシップと象徴過程」京極『政治意識の分析』東京大学出版会、1968年、所収（初出は1956年）。アメリカの研究で日本に紹介されているものとして、マーレー・エーデルマン（法費良一訳）『政治の象徴作用』中央大学出版部、1998年（原著初版は1964年）。

3) 村松岐夫・伊藤光利・辻中豊『日本の政治 [第2版]』有斐閣、2001年（初版は1992年）、270頁。

4) 以上、同前、270-274頁。

ただ、歴史学研究ということもあって、貴重な議論は多くなされているが、上に述べたような政治学的視点を中心に置いた研究ではない。他方、政治学の分野では、「象徴の政治」の政治学的分析に必要な、本格的な比較研究の前提として、まずは外国の事例研究（紹介）を中心とした研究が相次いで登場してきたという状況である⁵⁾。

2. 象徴天皇制の政治過程

象徴天皇制の成立と定着⁶⁾

イタリアの政治学者、ジュゼッペ・ディ・パルマが強調するように、「旧独裁体制の完全な灰燼状態の上に新しい民主主義体制が成立する」という歴史上稀な場合を除けば、権威主義体制から民主主義体制へと政治体制が移行する場合、新しく導入された民主主義原理に対して消極的な勢力（の右派部分＝この権威主義体制を否定しない部分）からも合意を調達するために、普通、旧来の国家装置が部分的改革を伴いつつも維持される⁷⁾。君主制度（国王、女王、王室の存在）もそうである。日本の場合も、憲法上の公

5) 例えば、君塚直隆『立憲君主制の現在 日本人は「象徴天皇」を維持できるか』新潮社、2018年、水島治郎・君塚直隆編『現代世界の陛下たち——デモクラシーと王室・皇室——』ミネルヴァ書房、2018年など。また、放送大学専門科目『ヨーロッパ政治史』の教科書最新版である、中山洋平・水島治郎『ヨーロッパ政治史』放送大学教育振興会、2020年（3月）では、「君主制とデモクラシー——その歴史と現在」（水島治郎）という章が設けられており、「王室の役割を比較検討した第15章は、これまでのヨーロッパ政治史の教科書にはない、新たな試みだが、日本との意外な「近さ」を幅広い読者に実感してもらえるのではないかと期待している」と記されている（まえがき、5頁）。

6) 本項および次項の冒頭、また第3節の一部は筆者の以下の旧稿に若干の加筆を行ったものである。森本哲郎編『現代日本の政治と政策』法律文化社、2006年、序章（森本）7-11頁、森本哲郎編『現代日本の政治——持続と変化』法律文化社、2016年、序章（森本）7-8頁。

7) なお、ここで言う「稀な場合」に近いのは、歴史上「全体主義独裁」というに最もふさわしい体制（ナチズム体制）の崩壊の後に再民主化された旧西ドイツだけであろう。ディ・パルマは、初期の著作では、戦後日本もこのケースに含めているようだが、日本の1940年以降の戦時体制は「全体主義独裁」とは区別される「権威主義独裁」にむしろ近いと思われる。次のような特徴をもつ「独裁体制」である。「翼賛会も翼政〔翼賛政治会〕も翼壮〔翼賛壮年団〕も、戦時動員体系の主軸ではなかった。主軸をなしたのは、内務省行政体系と伝統的名望家層である。名望家社会は、工業化と都市化によって動揺しつつあったが、なお社会的動員力は残っていたし、これに代わりうる動員力は存在しなかった。そして、これと接合して地方メ

民主主義体制と君主制度

式の位置づけを改変した上で、君主制度が戦後の民主主義体制の下で維持されてきた。政策決定過程での実質的役割をもたず、儀礼的役割のみを遂行することを許される（求められる）存在として、である（象徴天皇制）。このような君主は北歐西欧のいわゆる先進民主主義諸国でも多く見られるところからうかがえるように（スウェーデン、ノルウェー、デンマーク、オランダ、ベルギー、ルクセンブルク、イギリスがそうである⁸⁾）、少なくとも「現存する民主主義体制」とは両立できるようである。とはいえ、「西ヨーロッパでも、王政を続ける国々が、共和制国家とくらべて、政治的・経済的パフォーマンスで見劣りするとも思えない」が、「どちらでもたいして変わらないなら、わざわざ王政を残さなくとも、という意見もある」⁹⁾ というのは、そのとおりであろう。それゆえ、君主制度支持勢力としては、民主主義体制に君主制度を「適応」させるために様々な工夫を凝らし、また、君主制度の「意義」「効用」などを弁証するための言論に絶えず工夫をめぐらさなければならないのである。

日本の場合、明治憲法下で「統治権の総覧者、大元帥陛下」だった君主（天皇）は、現憲法で「国政の権能を有しない、日本国・国民統合の象徴」と規定しなおされたわけだが、このような「地位変容にみあった、天皇と国民との新式の関係儀礼や関係表現の制度化を進めてゆくために、各地を回って『象徴天皇制』の社会的批准式をとり行い、もってその社会的正統性を客観化してゆく」べく、「現前戦略」として昭和天皇の「地方巡幸」が積極的に展開された。天皇は、1946年2月の神奈川県下、川崎・横浜の戦災地視察を皮切りに、54年8月の北海道行幸で、沖縄を除く全国巡幸を果たしたのである¹⁰⁾。

ㄨ行政体系を運営して来た内務省に挑戦しうるような動員体系は、ありえなかった」（升味準之輔『日本政治史3』東京大学出版会、1988年、301頁。また参照、宮崎隆次「日本政治史におけるいくつかの概念」『千葉大学法学論集』5巻1号、1990年8月）。デイ・パルマも後の著作では、日本とドイツの相違を指摘し、イタリアとの近接性を示唆している（Giuseppe Di Palma, *To Craft Democracies; An Essay on Democratic Transitions*, University of California Press, 1990, pp. 48, 214-215.）。デイ・パルマの議論全体については次を参照されたい。（森本編『現代日本の政治と政策』前掲、第9章（森本））

8) 参照、兵藤守男「現代ヨーロッパの立憲君主制」『法政理論』（新潟大学）32巻2号、1999年11月。水島・君塚編、前掲書。

9) 水谷三公『王室・貴族・大衆——ロイド・ジョージとハイ・ポリティクス』中央公論社、1991年、i-ii頁。

10) 坂本孝治郎『象徴天皇制へのパフォーマンス——昭和期の天皇行幸の変遷』

この巡幸に対する国民の反響は「爆発的」だった。「群集の熱狂に、天皇も側近も驚き、満足し自信を回復した」。巡幸の最高潮は、1947年で、6月から12月にかけて関西から東北、甲信越、北陸、中国地方を巡幸した。「回を重ねるごとに歓迎は大規模化し、大名行列のお祭り騒ぎとなった」。民衆の間で生きていた「呪縛空間」が巡幸で掘り起こされたのであろう。すなわち、「地方指導者も老若男女も復員軍人も、はるか雲の上にあった権威をはじめて目前にみて、動転し熱狂した」のであった¹¹⁾。

1950年代半ばから始まる経済の高度成長は、全国的な工業化と都市化、人口流動によって戦前来の社会構造と地域共同体を風化させ、それとともに、このような「呪縛空間」も消滅させることとなる。「大衆社会状況」が出現しつつあった。しかし、そのことは、天皇制の消滅を意味しない。松下圭一が、同時代に慧眼にも指摘したように、1958年11月の明仁皇太子婚約発表から59年4月の成婚に至る時期に発現した「ミッチーブーム（皇太子妃ブーム）」は、天皇制が「大衆君主制へと転進しながら、『大衆』の歓呼のなかからあたらしいエネルギーを吸収しつつあるということ」を示したのである。環境の構造的変化に適応するための皇室周辺の努力と工夫の成果であった。大衆社会状況においては、「君主はスターとなる。皇太子妃の写真是、かつてのように『御真影』ではなく『プロマイド』となる」。「二〇世紀の大衆君主は、フリードリヒ大王や明治天皇のように、国家理性の体現者であったり、軍事英雄であることは要求されない。……『君臨』するのみの君主は、大衆ことに小市民層の日常欲求の理想とならなければならない。それはなによりも、『幸福な家庭』である¹²⁾」。

ところで、象徴天皇制確立以後、「誠実なおじいさま」として好感をもたれていたようにも思われる昭和天皇だったが¹³⁾、この同じ個人がかつて明治憲法下の君主であったことは、当然ながら「戦争責任」問題と絡んで、戦後の天皇制に微妙な、拭い難い陰を与えていた¹⁴⁾。だが、1989年1月の昭和天皇崩御、明仁皇太子即位による代替わりは、この陰を最終的に払拭する。象徴天皇制は基盤が強まった。

↘ 山川出版社、1989年、ii - iii 頁。また坂本孝治郎「昭和期の天皇行幸の変遷——1927年～1964年を中心として」『学習院大学法学部研究年報』24号（1989年）所収の「天皇行幸一覧（1926年～1989年）」を参照のこと。

11) 升味準之輔『昭和天皇とその時代』山川出版社、1998年、293-302、307頁。

12) 松下圭一『戦後政治の歴史と思想』筑摩書房（文庫版）、1994年、第2章（大衆天皇制論、初出は1959年）、63、89頁。

13) 升味、前掲書（1998）、359頁。

14) 松下、前掲書（1994）、79-83頁。

象徴天皇制の展開

1955年以降2009年9月の民主党への政権交代まで、自民党（中心）政権以外の経験が（1993～94年の10か月を除き）皆無だったゆえ、象徴天皇制は自民党政権の持続のみに寄与しているかの印象を与えていたが、「これらは、制度的効用であるから、自民党政権でなくても利用しうる政治資源である。そうでなければ、象徴天皇は存続できない」¹⁵⁾。そして、初めての本格的政権交代として3年4カ月に及んだ民主党政権下でも、象徴天皇制が順調に機能していたことを考えれば、その基盤はさらに固まったように思われる。

そのひとつの例証として、1973年以来5年おきにNHK放送文化研究所が実施している「日本人の意識」調査での「天皇に対する感情」の推移データが興味深い¹⁶⁾。ここでは、「あなたは天皇に対して、現在、どのような感じをもっていますか」という質問項目があり、選択肢として「尊敬の念をもっている」「好感をもっている」「特に何とも感じていない」「反感をもっている」が置かれている（以下、尊敬、好感、無感情、反感、と略記）。各調査時点での年齢層別による差は決して小さくないが、ここでは日本人全体としてのデータを見ておこう¹⁷⁾。

まず、昭和時代（昭和天皇）についての経年推移（調査年は1973年、78年、83年、88年）を見れば、「尊敬」が、33、30、29、28（%）、「好感」が、20、22、21、22（%）、「無感情」が、43、44、46、47（%）、「反感」はどの年次でも2（%）で、「無感情」の大きさが一貫して40%台半ばと目立っている。これに対して、「尊敬」と「好感」の二つの「肯定的感情」を合わせた数値は、53、52、50、50（%）であり、内訳は「尊敬」が上回っていた。全体的傾向として、この調査報告が解説するように「天皇に対する感情は比較的安定していたといえる」。

15) 升味、前掲書（1998）、321頁。本文でこのあとに「象徴天皇制は民主党政権下でも順調に機能していた」と記しているが、例えば、民主党政権の首相は（どちらかと言えば「左寄り」の市民運動家出身の菅直人首相も含め）すべてが、その就任と退任に当たって、慣行となっている政治儀礼として、各官家への挨拶回りを行い、そして招待を受けて夫妻で御所において天皇皇后夫妻と「夕餐」を共にしている（共食儀礼）こと（坂本孝治郎『「マツリゴト」の儀礼学 象徴天皇制と首相儀礼をめぐって』北樹出版、2019年、203-205頁）は、そのひとつの表象である。

16) 以下、NHK放送文化研究所編『現代日本人の意識構造 [第九版]』NHK出版、2020年、123-129頁、付録I・25頁。

17) 数値は小数点以下を四捨五入したもの。なお個人面接法によるため、「反感をもっている」の回答者は実際よりも少なく出ている可能性はあるが、全体の傾向の理解に支障をもたらすほど大きな誤差ではないであろう。

次に、平成時代（明仁天皇）の数値を見ると（調査年は1993年、98年、2003年、08年、13年、18年）、「尊敬」21、19、20、25、34、41（％）、「好感」43、35、41、34、35、36（％）、「無感情」34、44、36、39、28、22（％）、「反感」2～0（％）[93年2％、18年0％、他は1％]となり、「尊敬」と「好意」を合わせた「肯定的感情」は64、54、61、59、69、77（％）である。昭和天皇と比べて、前半期には、「無感情」が減少し、これと逆比例するように「肯定的感情」が増加している。後半期（とりわけ2013年調査以後）になると、「無感情」の減少と「肯定的感情」の増加という、この方向が一層強まってゆくとともに、前半期には「尊敬」より「好意」が大きく上回っていたのが、とくに2013年以降「尊敬」の増加が著しくなっている。2013年、18年に「尊敬」が大きく増加したことについて、「戦没者慰霊のために各地を訪問されたことや東日本大震災など相次ぐ自然災害の被災地を繰り返し訪れる様子が報じられたことが影響したと考えられる」という調査報告書の解説の通りであろう。

このように、明仁天皇の時代に入って、象徴天皇制の基盤はさらに固まったように思われるが、上に引いた調査報告の解説からもうかがえるように、そこには皇室とその周辺による意識的な努力と工夫があったことは言を俟たない。とりわけ、即位時から「象徴天皇」であったという意味で、初代・象徴天皇とも言える明仁天皇自身の工夫と努力に注目しなければならない。この点について、坂本孝治郎『「マツリゴト」の儀礼学』¹⁸⁾に依拠しつつ要点を整理してみたい。

まず1989年1月9日の「即位後朝見の儀」において明仁天皇は『「皆さんとともに日本国憲法を守り、これに従って責務を果たすことを誓い』』といった、昭和天皇の饒舌な「人間宣言」にも類比されるべき簡潔なメッセージを確固として発信し、実質的には初代の象徴天皇としてのパフォーマンスを印象鮮やかに開始した¹⁹⁾。

1995年には「戦後50年」を意識して明仁天皇は、「とりわけ戦災の激しかった土地に思いを寄せていくつもりです」（94年12月の誕生日の談話）として、「慰霊の旅」を決意し、7月26日から27日に、長崎と広島を、8月2日に日帰りで沖縄を、3日には東京都慰霊堂を訪問した。このような短期間に慰霊のため各地を訪問したことは「異例」だったが、出発に当たって、天皇がそれぞれの地を訪問する「気持ち」を文書で表明したことも「異例」であった²⁰⁾。天皇の強い意欲がうかがわれよう。

18) 坂本、前掲書（2019）。

19) 坂本、前掲書（2019）、117頁。

20) 坂本、前掲書（2019）、144-146頁。具体的な訪問先は、長崎では平和記念公園へ

この一連の旅は「昭和期天皇制の残した債務を象徴的に決済する意義を付随する『慰霊の旅』であり、あるいは『国民統合の象徴』の通過儀礼、の締めくくりでもあった」。「かくして、『戦後』50年に『慰霊の旅』を遂行したことによって、『昭和』の残照も消え去り『平成』の象徴天皇制は定着した」のである²¹⁾。

この慰霊の旅の総仕上げとして、明仁天皇は皇后とともに、国外の激戦地（いずれも旧南洋諸島）を戦後60年および70年の節目の年に慰霊のため訪問している。

まず戦後60年の2005年に、サイパン島（アメリカ合衆国自治領北マリアナ諸島）を訪問（6月27～28日）。「戦後、天皇の外国訪問は、相手国元首の来日への答礼や招待を受けた場合に限り、あくまで受け身で純然たる国際親善の目的に限られてきた」のだが、サイパン島訪問は「日本側から米国政府と地元の北マリアナ連邦政府に受け入れを要請するという、天皇の外国訪問として初めての形となった。天皇の『お気持ち』を受けて、政府が外相レベルで米側の合意をとりつけたという。／象徴としての限界を超えるのではないかとの議論が出るかもしれない。……それでもあえて踏み込んだ、という強い意志を感じる²²⁾」。

そして戦後70年の2015年には、パラオ諸島（パラオ共和国）を訪問（4月8～9日）²³⁾。夫妻とも80歳を超える高齢にもかかわらず、である。「昭和の時代には『象徴天皇は個々の戦地には行かない』という不文律めいた空気があった。日本国憲法の象徴としての制約なのか、大日本帝国憲法下の元『大元帥』として戦争責任の影がつきまとう生々しさゆえだったのか。／現天皇陛下は、戦争の犠牲への慰霊と平和の祈りに関しては、強い意志で踏み込んでいるようにも見える²⁴⁾」。

さらに明仁天皇は、大きな災害に襲われた地域の人々を慰問する「被災地お見舞い」

＼の平和祈念像への献花、被爆団体代表が説明役を務めて原爆資料センター見学、恵の丘長崎原爆ホーム訪問。広島では平和記念公園の原爆慰霊碑に献花、原爆養護ホーム・倉掛のぞみ園訪問。沖縄では糸満市の「平和の礎」（23万4千人の犠牲者名を刻む）で犠牲者の冥福を祈念、沖縄平和祈念堂で遺族87人に言葉をかける。東京都慰霊堂は東京大空襲などの犠牲者（10万5400人）の遺骨を納めた施設。

21) 坂本、前掲書（2019）、146頁。

22) 岩井克己「（戦後60年）「玉碎」の島、慰霊の足跡 天皇、皇后両陛下サイパン訪問」『朝日新聞』2005年6月29日朝刊。

23) 激戦地ベリリュー島の「西太平洋戦没者の碑」（日本政府建立）に供花し、「アメリカ陸軍第81歩兵師団慰霊碑」に黙祷した（『朝日新聞』2015年4月10日朝刊）。

24) 岩井克己「慰霊、36年越しの約束 両陛下パラオ訪問」『朝日新聞』2015年4月10日朝刊。

を積極的に行ってゆく。1995年1月17日に発生した阪神・淡路大震災の際には、発生2週間後に被災地を訪問したが、その際「天皇皇后は、避難所の体育館に赴いて、『床に膝をつき・手を握って励ます』といった慰問・激励のスタイルを打ち出した。この親和的・共感的な関係様式は、昭和天皇のそれとは異なる『平成流』の儀礼実践として、むしろポジティブな評価・反応を国民の間に喚起した」。この様式は、「平成流の皇室スタイル」として、その後の災害被災地訪問でも続けられ、他の皇族もこれに倣うこととなった²⁵⁾。

そして、2011年3月11日に起きた東日本大震災・大津波・福島第1原発事故の際には、3月15日に天皇の意向で皇居の「自主停電」を開始、16日には被災者・国民に向けてビデオ・メッセージを発信した。並行して、復興・救護等の職務担当者や専門家をしばしば招いて熱心に説明を受けている。そして3月30日以降、「毎週のごとく避難者訪問・津波被災地訪問・東北3県被災地訪問という慰問儀礼を重ね（2ヵ月経過までに延べ7回）、月ごとの節目にはそれぞれ深々と黙祷する儀礼をおこなっている。両陛下の先導をうけて、皇太子夫妻・秋篠宮夫妻・常陸宮夫妻が順次連携、まず都内・神奈川県下の避難所を分散訪問しては膝をついて慰問、その後の被災地訪問の際には、対面慰問に加えて悲惨な景観を眼前にして丁寧な慰霊黙礼をそれぞれ表現してゆく」のであった²⁶⁾。

3. 民主主義体制と君主／象徴の政治

民主主義体制と君主

前節でみたように、象徴天皇制という君主制は、日本という民主主義体制の中で定着したわけだが、原理的には相容れない、この二つの制度がなぜ両立するのか、について、理論的な考察を加えてみよう。

戦後日本で天皇が儀礼的役割にとどまらず、政策決定に実質的な影響力を行使したことがあったとの研究もあるが²⁷⁾、儀礼的役割に厳密に限定されていたとしても、この

25) 坂本、前掲書（2019）、177-183頁。

26) 坂本、前掲書（2019）、183-188頁。

27) たとえば、豊下楯彦『安保条約の成立』岩波書店、1996年。最近でも核不拡散条約の国会承認についてそれを促す昭和天皇の発言の影響力を示唆する関係者の記録（それを編集した研究）が報道紹介されている（『朝日新聞』2020年8月5日朝刊）。この問題について、後でも取り上げるバジヨット『イギリス憲政論』は、君主が「統治機構の威厳を持った部分」を担うことを強調しつつも、同時に「諮問に対して意見を述べる権利」「奨励する権利」「警告する権利」の3つの権利を行使する

ような役割それ自体が重要な政治的機能を果たすものだというのは、バジヨット『イギリス憲政論』（1867年）が「統治機構の威厳をもった部分」の重要性を強調して以来、政治学の常識となっている²⁸⁾。バジヨットの議論は民主主義の達成度が後世から見れば低かった彼の同時代には、実際の統治にしばしば口を挟みながら儀礼的パフォーマンスには熱心でなかったヴィクトリア女王に対する要望の書であったとしても、民主化が進んだその後のイギリスでは、現実に国王（女王）が果たしている役割を説明する書となった²⁹⁾。実際、1870年代末以降、イギリスでは、国王（女王）の政治的実権が後退するとともに、王室を取り巻く儀礼は精緻な演出でひとときわ壮麗なものとなり、民衆の人気を博していった³⁰⁾。

「統治機構の威厳を持った部分」とは、バジヨットが「統治機構の二つの部分」として区別したうちのひとつである（もうひとつは「機能する部分」）。「機能する部分」とは「政治体制における実効的な機能の部分であり、この部分が有効に機能しない限り、統治機構の安定的な運営は不可能になる」。「威厳を持った部分」とは「人々の信頼や忠誠心を獲得するための部分であり、しばしば人々の理性よりは感情や気分に訴える」。政治体制にとって重要なのは、むしろ後者である。というのは前者に関する議論は「複雑であり、理解は容易ではない。社会のより多くの人々にとっては、……国家の栄光、帝国、国民性といった漠然とした抽象的理念の方がアピールする……」。人々の「最大の尊敬を受けるのは……個人的人格的要素と密接に結びつく、しばしば演劇的な要素と

ゝことの必要性を強調しており、そして皇太子時代の訪欧の際、イギリス国王ジョージ5世との交流の中でバジヨット君主論を学んだ昭和天皇は、戦前戦後を通して、この権利の行使を常に意識し、実践することをしばしば試みた、という指摘がなされている（筒井清忠「岐路に立つ象徴天皇制——バジヨット・昭和天皇・福沢『帝室論』——」『中央公論』2019年5月号）。上に挙げた諸研究が明らかにした事例はこれを示すものであろう。

28) バジヨット（小松春雄訳）『イギリス憲政論』中公クラシックス版、2011年（初出は同訳『世界の名著60』中央公論社、1970年に所収）。

29) 水谷、前掲書。

30) David Cannadine, "The Context, Performance and Meaning of Ritual: The British Monarchy and the 'Invention of Tradition', c.1820-1977", in Eric Hobsbawm and Terence Ranger eds., *The Invention of Tradition*, Cambridge University Press, 1983. esp. p. 120 ff. [前川啓治ほか訳『創られた伝統』紀伊國屋書店、1992年、第4章（辻みどり・三宅良美訳）エリザベス二世女王の戴冠式（1953年）の際には、映画会社から借りてまで馬車の数を揃えたという（水谷、前掲書、4頁）。リズムでは壮麗さが失われるのである。

結びついた部分である」。これがバジヨットの議論の核心である³¹⁾。

そして、イギリスでは、歴史的に形成されてきた社会政治構造の特性の結果、偶々、君主制が生き延びる結果となり、デモクラシーが進展するイギリス近代政治史において、ここで言う「尊厳的部分」の役割を君主制が担うこととなったのである³²⁾。

一般化していえば、「人間の基本的平等性に基礎を置き、人権と人民主権という理念や政治原理に支えられるデモクラシーの社会は、それ自体としてはどこか不安定さを免れないであろう。多くの社会は、不安定さを補う要素をどこからか導入しているが、その要素はかならずしも民主的なものとは限らない。……君主制もまたそのひとつである。君主制はデモクラシーの原理と厳しい緊張をはらみつつ、しかしなお、デモクラシーの安定に寄与し得るのである³³⁾」。

象徴の政治：革命体制と儀礼

バジヨットの言う「威厳をもった部分」とは、政治における「象徴」と言われるものである。君主制はそのひとつであって、必ず君主制でなければならない理由はない。イギリスでは上でも述べたように、歴史的条件によって君主制を「象徴」として利用できたが、それがかなわない社会では別の形の「象徴」が用いられるだけである。18世紀末、君主制を廃止した革命時代のフランスでは、新しい社会の安定化をはかるため、例えば、1794年6月、革命政府によって「最高存在」の祭典が執り行われたが、それは、絶対王政時代のカトリック教会の神に代わり、「共和国の基盤をなす民衆の徳性」を涵養するために必要な、新たな神への信仰を促すための一大イベントであった³⁴⁾。

このメカニズムについて、もう少し詳しく見てみよう。革命の劇的な過程の中で、「民の父であった国王は、もはや祖国を売った犯罪者、首を落とされた「豚」になり下がったのであり、かわって至上の主権者は、「世論」を生み出す「国民」である。してみれば、王政を支えていた制度やイデオロギー、とくにカトリシズムを中心とした政治儀礼や象徴は、一転、破壊する必要がある。そうして……祖国や革命や国民自身があた

31) バジヨット『イギリス憲政論』中公クラシックス版（前掲）7-13頁に説明がある。ここでの記述は、宇野重規「デモクラシーと君主制」君塚・水島編、前掲書（第7章）、267-268頁での簡潔な要約による。

32) 宇野、前掲書、254-258頁。

33) 宇野、前掲書、273頁。

34) 谷川稔・渡辺和行編『近代フランスの歴史——国民国家形成の彼方に——』ミネルヴァ書房、2006年、第2章、74-75頁（谷川稔・上垣豊）。

かも聖性をもつかのように考えられてくる」。このような動きの頂点を示す一大イベントが、1793年11月10日、パリの「理性の神殿」（ノートルダム大聖堂を改称）で行われた「理性の祭典」だった。寺院内に築かれた神殿の正面には「哲学に捧ぐ」と書かれ、革命に寄与したとされる哲学者の胸像が入口に置かれる。中段には「真理の火」が灯され、市民による革命歌の合唱が流れる。そして「神に代わる礼拝対象は、女性によって表現された「自由」である。彼女はしばらくすると、哲学の神殿をおりて緑の玉座につき、共和国の宣誓を受け、またもや革命讃歌が歌われる」という荘厳な（公式の）革命儀礼だった³⁵⁾。

問題は、当時、この荘厳な公式儀礼と表裏一体をなしていた民衆独自の祭典である。ノートルダム大聖堂とは別の教会での事例だが、公式の祭典の後、「群衆は広場へ出かけ反宗教的な仮装行列や火刑の儀式を催したり、また老若男女入り乱れての宴会、酒宴を開いたりした」。全国的に「暴力的儀礼や「野蛮な」民衆文化が、政治的な仮面をかぶって、あたかもカーニヴァルのように甦ったのである³⁶⁾」。

このような状況を前にして、当時、革命体制の中心にあったモンターニュ派の指導者ロバスピエールは、「神と信仰」の必要性を痛感する。ロバスピエールにとって「革命祭典は……カーニヴァルのような前近代的民俗の再生ではなく、「新しい人間」、共和主義的公民を創るための公教育の一環なのであった。単一にして不可分な共和国の基盤は徳性を備えた民衆にある。その徳性は信仰なくして育まれ得ない。無神論はアリストクラティックであり、もし神が存在しないなら、それを創り出さねばならない」というのである³⁷⁾。

こうして1794年6月8日、フランス全土で「最高存在の祭典」が挙行された。「最高存在」とは「神」の別名である。それが具体的にどのような形で「象徴性」を帯びているのかを実感するために、パリでの事例を少し詳しく描いておこう³⁸⁾。

「午前5時。号砲が鳴って市民に祭りの始まりが告げられた。花や緑や三色旗で家々や窓が飾られる」。8時に出発する祭典行列には全市民が参加する。「市民の服装は性別、年齢により分けられる。成年男子は次代の兵士として槍、サーベル、銃を携行して進む。

35) 以上、竹中幸史『図説 フランス革命史』河出書房新社、2013年、94-95頁、99-100頁。

36) 同前、100頁。

37) 谷川・渡辺編『近代フランスの歴史』前掲、第2章（谷川・上垣）75頁。

38) 以下、竹中、前掲書、106-107頁。

……女性市民たちは三色をあしらったりボンやたすきを身に着け……」、4時間後にチュイルリ庭園に集合、12時半よりセレモニーが始まる。祭典を取り仕切るロベスピエールが「松明を持ってきて、庭園中心部に据えられた「無神論」の像を焼き払う。すると、なかから「叡智」の像があらわれる」。その後、市民は行列を組んで、シャン＝ド＝マルスに向かう。シャン＝ド＝マルスでは「革命のシンボルが過剰に盛り込まれている」光景が待っていた。広場の中央に巨大な山（モンターニュ）が造られ、その中腹に巨大な柱が立てられている。柱の「頂には「民衆」をあらわす男性像（ヘラクレス）が左手に地球、右手に棍棒を持ってそびえる」。山の頂上には「自由の木」が植えられて、その上に檜がそびえ、その先端にフリジア帽が、中間には三色旗がはためいていた。そして、「コーラス隊が「最高存在」（＝神）への讃歌を熱唱し、人びとは歓喜に酔う」のだった。この祭典を位置づければ次のようにまとめられよう。「この祭りは「自然」が強調されている。年齢、性別、山、そして作物。これは自然による差異以外には、市民を分かち区別はないという、つまり、一体性の理想を象徴している。……こうして神に祝福されたモンターニュ派のもとで、自由と平等が達成され、革命がついに成就することが祈念されていたのである」と。

4. おわりに

前節の後半は「象徴と政治」「政治における儀礼の意味」といった一般的議論につながってゆく論の展開になってしまったが、この方向での研究は今後の課題としたい。本稿の中心主題に戻って、以下にまとめを記しておく。

以上で見てきたように、平成の明仁天皇の時代に、象徴天皇制の基盤は、「象徴」機能を遂行するという面で大いに固まった。令和の徳仁天皇時代に入って1年余りの本稿執筆時点において、新型コロナウイルス禍を前に、この機能をどのように遂行すべきかとまどいがある印象を受ける。平成の時代に象徴天皇制への国民の幅広い共感を生み出した「親密な対面による国民との接触」という「平成流皇室スタイル」（2節参照）の実行が新型コロナ禍のためにまったく不可能になり、オンラインによるリモート接触以外の方法がなくなってしまった。この「とまどい」も当然であろう³⁹⁾。長期的には、

39) この「オンラインによる国民との接触」自体もその開始はかなり遅かった。緊急事態宣言解除（5月25日）から半年後の11月18日に日本赤十字社医療センター（東京）および北海道、福島、沖縄の各赤十字病院でコロナ患者の治療に当たる現場のスタッフとモニターを通して言葉を交わすという「オンライン視察」が2時間に

象徴としての機能面での基盤は大きく揺らぐことはないであろうが、「令和流」の象徴機能の展開がどのようなものになるのか、今後、注視すべき課題である。と同時に、大きな残された問題として、象徴という制度の実体的側面の基盤が不安定なままという現状がある。端的に言えば、現在の法体系で皇位継承者を確実に得ることができるか、という側面である。この課題（女性天皇、女系天皇の法制度化など）をめぐる今後の政治過程を注視したい。

【付記】

本稿は筆者の編集による日本政治の体系的概説書（森本哲郎編『現代日本政治の展開——歴史的視点と理論から学ぶ』法律文化社、2021年2月刊）の一部として執筆したもののだが、紙幅の関係で同書から割愛し、加筆・再構成のうえで本誌に掲載した次第である。本稿と合わせて同書を参照していただければ有難く思います。

、わたって行われたのが、最初の「オンラインによる国民との接触」であった（『讀賣新聞』2020年12月13日朝刊・日曜版）。それまでは、宮内庁・ホームページ上で「新型コロナウイルスに関するご発言」（4月、5月に行われた関係専門家によるご進講の際の天皇皇后の発言）の掲載にとどまり、ビデオメッセージの活用は見送られていた。この間の経緯については、原武史「天皇と雅子皇后はなぜ沈黙しているのか」『文藝春秋』2020年8月号、『週刊新潮』2020年8月13・20日号の特集記事「天皇の沈黙」、友納尚子「天皇皇后両陛下『オンラインの行幸』」『文藝春秋』2021年2月号を参照。その後、天皇皇后による初めてのビデオメッセージが2021年1月1日（午前5時半から）宮内庁ホームページ上で公開された。中止となった新年一般参賀の代替措置としてなされたもので「これまで文書で発表してきた新年の感想を兼ね、メッセージの長さは約6分45秒に及んだ」（『朝日新聞』2021年1月1日朝刊）。さらに1月27日には、災害被災地への初めてのオンラインによるお見舞いとして、2020年熊本豪雨の被災者また救助活動に関わった消防士らと言葉を交わしている（『朝日新聞』2021年1月28日朝刊）。